

草津市立認定こども園園章・園歌（歌詞）選定要領

第1条 この要領は、草津市立認定こども園園名等選定委員会における（仮称）草津市立矢橋ふたばこども園および（仮称）草津市立笠縫東こども園の園章・園歌（歌詞）の選定に必要な事項を定めるものとする。

第2条 応募のあった園章・園歌（歌詞）の案について、あらかじめ草津市立認定こども園園名等選定委員会委員（委員長を含む。以下「委員」という。）による投票を行うものとし、各委員は、園章および園歌（歌詞）について、5案を順位付けの上、選定し、投票する。

- 2 前項の投票において、1位から5位までの上位から、それぞれ5点から1点を配分し、委員全ての合計点の高い園章および園歌（歌詞）について上位5案までを選考する。
- 3 第2項の場合において、園章および園歌（歌詞）について上位5案までに同数の得票の案があり、その数が5案を超える場合においては、5案を超えても同数の得票の範囲で選考する。
- 4 第2項または第3項の範囲に含まれなかった案について、委員の内から特に申し出があった場合は、その案を前項の範囲に追加することができる。
- 5 第2項、第3項および第4項の規定により選考された園章・園歌（歌詞）の案から、草津市附属機関運営規則第6条第2項に定める方法により、それぞれ最優秀賞1点と優秀賞2点を選定する。

第3条 選定委員は、前条に定める投票および選定に際しては、下記の内容を考慮し、行うものとする。

① 園章

- ・わかりやすく、親しみやすい
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと

② 園歌（歌詞）

- ・子どもが歌いやすい
- ・明るく、親しみやすく、感情豊かであること
- ・子どもの育ちや学び、子どもの心や思いが表現されている
- ・心豊かでたくましく生き、未来をつくる子どもへの願いや期待などが込められている
- ・地域の自然や歴史などが感じられる
- ・新しいこども園への期待が込められている
- ・人権侵害など公序良俗に反する内容や社会通念上、不適切と判断される内容が含まれていないこと